2011年度 会計決算報告

収入項目		
加盟金		予算
個人(3,000円)	2,888,800	2,460,000
加盟校(4,000円)	132,000	120,000
準加盟校(1,000円)	10,000	12,000
賛助金		
2010年度賛助金	59000	
2011年度賛助金	106,000	200,000
販売収入		
地図	553,400	70,000
事業収入		
ICM&R2010 黒字返金	16,156	
家賃		
関東学連	60,000	60,000
その他		
利息	316	
ICM&R2010貸付金返金	1,500,000	1,500,000

小計

5,325,672

ロ木学連の姿度 (2012年2月21日)

	-3月31日)
郵便貯金	17,698,199
ぱるる	4,264,119
みずほ	59,010
金庫	72,103
資産合計	22,093,431

2011年度日本学連会計

小栁優紀

2012/3/31

支出項目		
貸付金		予算
ICM&R2011	1,500,000	1,500,000
部局活動費		
広報部	0	5,000
事業部	100,000	100,000
事務局	37,050	20,000
普及部	15,000	15,000
理事会	31,900	100,000
技術委員会	98,905	370,000
ユニバー	100,000	100,000
活動報告書印刷費用	250,000	250,000
幹事役員活動費		
幹事会交通費	388,020	500,000
幹事会宿泊費	310,750	300,000
幹事会会場費	36,000	
総会会場費	30,000	
事務局維持費		
家賃	780,000	780,000
光熱費	44,722	100,000
電話代	46,476	
その他		
地区学連へのフィードバック(賛助会員)	20,000	
資料印刷費	2,230	20,000
手数料	2,015	
税金	77	
日光和泉版権買取	1,200,000	
1/21	4 002 145	

小計 4,993,145

2012年度 会計決算報告

収入項目		
加盟金		予算
個人(3,000円)	3,213,600	2,700,000
加盟校(4,000円)	140,000	120,000
準加盟校(1,000円)	12,000	13,000
贊助金		
2012年度賛助金	132,500	200,000
販売収入		
地図	1,525,200	1,300,000
事業収入		
ICM&R2011 黒字返金	2	
家賃		
関東学連	55,000	55,000
その他		
利息	957	
ICM&R2011貸付金	1,500,000	1,500,000
活動報告書印刷費用あまり	185,473	L Storted Marie
事務局家賃返却	215,000	
小計	6,979,732	

日本学連の資産(2013年3月31日)

ロ本子連の貝性(2013年	F3H31D)
郵便貯金	20,207,049
ぱるる	803,557
みずほ	1,187,880
金庫	96,793
資産合計	22,295,279

2012年度日本学連会計 小柳優紀 2013/3/31

支出項目 貸付金		予算
CM&R2012	1,500,000	1,500,000
部局活動費	1,400,000	
広報部	0	5,000
事業部	150,000	100,000
事務局	19,930	50,000
普及部	20,000	20,000
涉外部	84,753	200,000
理事会	101,860	100,000
技術委員会	53,354	370,000
ユニバー	100,000	100,000
活動報告書印刷費	250,000	250,000
幹事役員活動費		
幹事会交通費	374,795	500,000
幹事会宿泊費	306,175	300,000
総会	30,820	50,000
事務局維持費	in the state of the state of	
家賃	715,000	715,000
光熱費	38,205	average states
電話代	50,628	100,000
地図		
不動(南)修正費	195,000	
日光テレイン修正費	140,000	
インカレ協賛トレイル地図作成費	100,000	
テレイン修正費	70,000	
その他		
地区学連へのフィードバック(賛助会員)	12,000	
資料印刷費	1,530	20,000
手数料	2,310	

第59回日本学連総会【配布資料2】

※一部訂正済み(下線部)

2013年度 会計中間報告

収入項目		円
加盟金		予算
個人(3000円)	3,219,000	2,700,000
加盟校(4000円)	144.000	120,000
準加盟校(1000円)	13,000	15,000
賛助金	1	
2013年度賛助金 販売収入	285,000	200,000
地図		1,300,000
事業収入		
ICM&R2012黒字返金		2,363,260
その他		
利息		608
	小計	3,661,400

2014年度日本学連会計 山田陽子 2013/10/12

支出項	目	円	
貸付金		予算	
ICM&R貸付金	1,500,000	1,500,000	
幹事会活			
幹事会交通費	92,140	500,000	
幹事会宿泊費	93,880	300,000	
地図代	670,750		
事務局網	持費		
光熱費	15,667	100,000	
電話代	29,532		
その	他		
手数料	1,000	20,000	
	小計	2,402,969	

第59回日本学連総会【配布資料3】

2013 年度第 59 回総会資料 JOA と日本学連の関係 個人情報の扱いについて

文責:幹事長 山本淳史

○経緯

日本学連が JOA (日本オリエンテーリング協会) の正会員になることで互いに利益があるということで、日本学連が JOA の正会員になることは昔から望まれていました。日本学連としては、日本のオリエンテーリング界を統括している団体の正会員となることでオリエンテーリング界での地位を獲得すること、日本学連加盟員が JOA の競技者登録を無料でできるようになることなどのメリットがあり、JOA にとっても組織強化や、JOC (日本オリンピック協会) の (準) 加盟にむけて、国内組織が一体化していることをアピールすることにつながるというメリットがあります。

そして今年の6月、JOAが公益社団法人になったのに伴い規約が変わり、都道府県協会以外も正会員になることができるようになったのを受けて、3年ほど前からJOAと学連の間で話し合いがなされてきて、現在来年度から日本学連がJOAの正会員になる方向で動いています。このことについての最終的な承認は、細かい条件などを詰めてから春の総会で取る予定です。

○個人情報の扱いについて

この条件のなかに、「日本学連の加盟員になれば、追加の費用無しで JOA に競技者登録される仕組みを構築する」というものがあります。日本学連としては積極的に進めていきたいことなのですが、競技者登録には「氏名、ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所(部屋番号まですべて)、電話番号、(もしあれば) 故郷登録の都道府県、(もし可能なら)メールアドレス、現在の競技者登録の有無」の情報が必要だそうです。この仕組みを作る場合、日本学連から JOA に、各加盟員についてこれらの個人情報を提供することになります。

日本学連としてはこれには各加盟員のみなさんの同意が必要だと考えております。具体的には、まず JOA の個人情報保護理念を各加盟員に参照していただきます。これは JOA の HP に載っています。その上で、現在加盟登録は大学ごとにエクセルシートに情報を記入して地区学連に送っていただいていますが、そのフォーマットに「JOA に上記個人情報を提供して良い」というチェックボックスを設ける予定です。また、これを契機に日本学連としても個人情報保護理念を作成し、春の総会で承認を取る予定です。

個人情報を JOA に提供することにどうしても同意を得られない加盟員についても、JOA

の正会員になる都合上、「氏名、ふりがな、生年月日、都道府県、(もしあれば) 故郷登録 の都道府県、現在の競技者登録の有無」(つまり、電話番号と住所以外) は JOA に提供さ せていただく予定です。

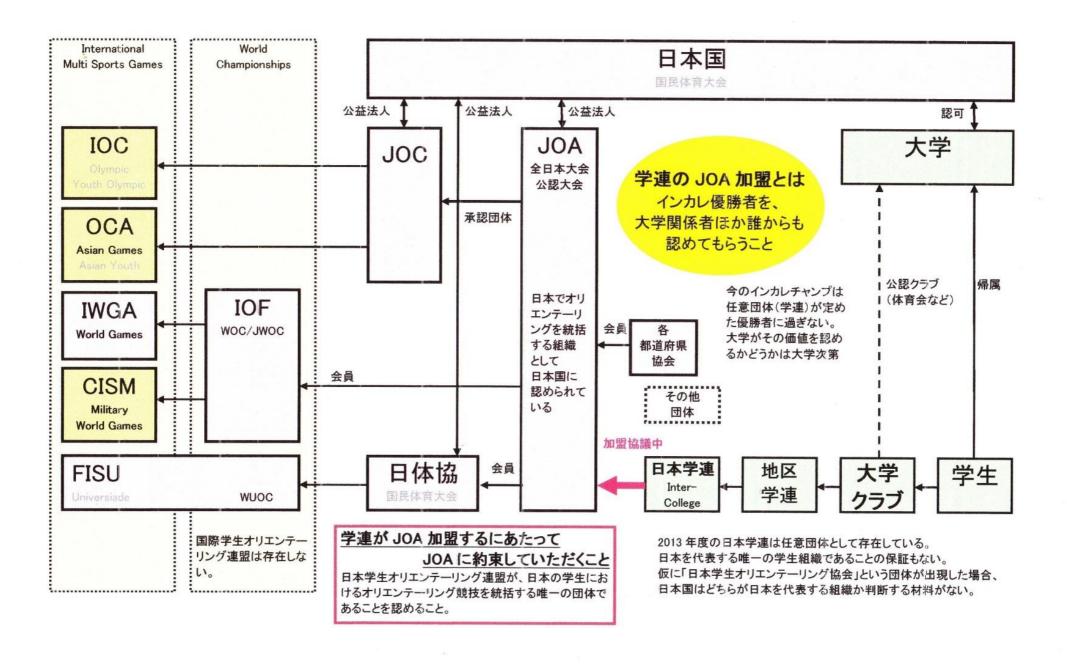
○今回話しあいたいこと

上記個人情報の取り扱いについて、方向性を確認したいと思います。つまり、個人情報の取り扱いについて、「もっと慎重に取り扱ってほしい」「そのくらいで適正ではないか」「そこまでしなくていいのではないか」などの意識を確認したいと思います。

ここで特に問題が出なかった場合、上で述べたような方向性で JOA と最終調整をして、春の総会で承認を取る形になります。逆にここで反対意見が多かった場合、この場で加盟員のみなさんと選択肢を洗い出して後日メーリスでアンケートを実施するなどして、日本学連としての立場を明らかにする必要があります。

ちなみにこの総会に先立ってメーリスと広報誌いぶきで周知し、意見を募集しましたが、 特に意見は上がってきませんでした。

オリエンテーリング組織と上部団体との関係図(2013 年度) 資料作成:木村佳司(2013 年 10 月 12 日)



2013 年度第 59 回総会資料 インカレリレー特例措置について

文責:幹事長 山本淳史

○特例措置とは?

「特例措置」とは、選手の数が3名に満たない大学に対し、他の大学との混成で選手権リレーへの出場を認める対応のことです。昨年度は早稲田・立教混成チームと筑波・茨城混成チームが、それぞれ女子選手権クラスで優勝相当、6位相当のタイムで特別表彰されています。下記の枠内に昨年度のインカレミドル・リレーの要項2から該当部分を抜粋します。

*特例措置について

- ・チームとしてリレー競技選手権の部に参加しない加盟校等で特例チームを結成 し、リレー競技選手権の部に参加することができる。
- ・構成する加盟校等は複数の地区学連にまたがってもよい。
- ・特例チームは順位に含めないが、上位 6 チーム以内相当の成績であった場合には特別表彰を行う。
- ・チームの斡旋は実行委員会では行わないので注意すること。
- ・大学を代表して走るリレー競技の趣旨に則り、同一大学内でのエントリーが 2 名の場合、原則として 2 名とも同じチームとして特例チームを結成するものとする。
- ・特例措置を希望する場合は、出走者が決まった時点でメールでエントリー担当に 問い合わせること。

○今回決めること

この措置は特例ではありますが、近年は(準)加盟校の実情を考慮して毎年とられている措置です。今年も必要であればインカレ実行委員会に要望しようと考えております。 このことについて、意見を募りたいと思います。 2013 年度第 59 回総会資料 インカレ実施規則(ウォーミングアップエリア)について

文責:幹事長 山本淳史

インカレは「日本学生オリエンテーリング選手権実施規則(以下、インカレ実施規則)」 に則って開催されています。そのインカレ実施規則のなかに、ウォーミングアップエリア について定めた記述があるのですが、場合によってはそれが具合が悪く、少し変更する必 要があるということで、変更について総会の承認を取ろうと思います。

具体的にはインカレ実施規則第25条5項に以下のような記述があります。

25.5 すべての競技者は、最低 20 分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

このうち「スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。」の部分は、場合によっては会場がウォーミングアップエリアを兼ねることもあるので(会場がウォーミングアップエリアを兼ねることはインカレ実施規則違反ではない)、その場合にもインカレ実施規則に適合するようにインカレ実施規則を少し変更するべきだということになりました。

具体的には「ウォーミングアップエリアと会場が離れている場合は、」という文言を「スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、・・・」の前に挿入したいと考えています。 これによってインカレ実施規則第25条5項は以下のように変わります。

(旧)

すべての競技者は、最低 20 分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の 競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミン グアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

(新)

すべての競技者は、最低 20 分のウォーミングアップをする時間を取れる。ウォーミングアップエリアと会場が離れている場合は、スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

第59回日本学連総会【配布資料7】

2013 年度第 59 回総会資料 パンチングシステムに関する細則について

文責: 幹事長 山本淳史

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則(以下、インカレ実施規則)の第24条1項 に、パンチングシステムに関する記述があります。

> 24.1 使用するパンチングシステムは. 別にこれを定める。

これに関して、「パンチングシステムに関する細則」というのが、別途定められています。 この細則は2003年に作られたものであり、古くて時代にあっていないので、これを廃止し、 インカレ実施規則第24条1項については「使用するパンチングシステムは、主管者がこれ を決定する。」としたいと思います。

パンチングシステムに関する細則は、次ページに全文を掲載します。

これは針式パンチ、コントロールカードによるパンチングシステムか、Emit 電子パンチ ングシステムによるパンチングシステムのいずれかのみが使用でき、その他(今回のイン カレロングで使用する SPORTIdent 社製の電子パンチングシステム (SI システム) など) のパンチングシステムを使う場合は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要としていま す。

この細則が制定された当時はまだパンチングシステムが充実していなかったのですが、 近年様々なパンチングシステムが開発されていて、信頼度も上がっているので、もはやイ ンカレ実施規則で定める必要はないだろうという判断です。

これについて承認を取りたいと思います。

パンチングシステムに関する細則

第1条 目的

1.1 この細則は、日本学生オリエンテーリ ング選手権実施規則第 24 条第1項 に基づき、使用するパンチングシステ ムについて定めるものである。

第2条 パンチングシステム

- 2.1 パンチングシステムは、以下のいず れかを採用できる。
 - ・ 針式パンチ、コントロールカード
 - · Emit 電子パンチングシステム
- 2.2 前項に定める以外のパンチングシス テムを採用する場合、技術委員会の 諮問及び理事会の承認を必要とする。 第5条 改正

第3条 針式パンチ、コントロールカード

- 3.1 コントロールカードは、耐水性の丈夫 な材料で作られ、10cm×21cm を超え ないものとする。
- 3.2 コントロールカードは加工してもよい (例:書き込んだり、補強したり、ケー スに入れるなど)。但し、コントロール カードの一部を切り落としてはならな (1)

第4条 Emit 電子パンチングシステム

- 4.1 電子コントロールカードには、バックア ップラベルが主管者によって提供され
- 4.2 電子的記録に疑義がある場合に備え、 競技者は、各コントロールにおいて正 確にパンチして、バックアップラベルに 記印する責任を有する。但し、電子的 記録により完走が認められる場合に は、バックアップラベルを競技中に紛 失しても失格とならない。

5.1 本細則の改正は、総会の議決による。

第6条 施行

- 6.1 本細則は, 2001 年4月1日より施行
- 6.2 本細則は、2004 年4月1日より改正 施行する。

2001年03月12日制定 2003年11月15日改正